

第一百一回 参議院通信委員会會議録第十四号

昭和五十九年八月六日(月曜日)
午前十時開会

委員の異動

八月四日

辞任

久保 亘君

補欠選任

大森 昭君

出席者は左のとおり。

委員長

大木 正吾君

理事

長田 裕二君

成相 善十君

宮田 輝君

片山 甚市君

委員

大木 浩君

岡野 裕君

沖 外夫君

志村 愛子君

新谷寅三郎君

西村 尚治君

山内 一郎君

大森 昭君

中野 明君

服部 信吾君

佐藤 昭夫君

中村 鋭一君

青島 幸男君

田 英夫君

政府委員

郵政大臣官房長

郵政省電気通信

局長

二木 實君

小山 森也君

事務局側

参考人

常任委員会専門 酒井 繁次君

東京大学工学部 齋藤 忠夫君

助教授 日本労働協会顧問 芦村 庸介君

間 東海大学教授 矢加部勝美君

大阪市立大学経済研究所助教授 増田 祐司君

一橋大学経済学部 関 恒義君

部教授

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本電信電話株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大木正吾君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動につきまして御報告をいたします。

去る四日、久保亘君が委員を辞任され、その補欠として大森昭君が選任されました。

○委員長(大木正吾君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三案の審査のため、本日の委員会に東京大学工学部助教授齋藤忠夫君、日本労働協会顧問

芦村庸介君、東海大学教授矢加部勝美君、大阪市立大学経済研究所助教授増田祐司君及び一橋大学経済学部教授関恒義君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大木正吾君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(大木正吾君) 日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、日本電信電話株式会社法案外二案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りまして、審査の参考にいたしたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げますが、齋藤参考人、芦村参考人、矢加部参考人、増田参考人及び関参考人の順序で一人十分以内、時間が短うございますが、御意見をまとめてお述べいただきまして、その後、委員からの質疑にお答えをいただきます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を求め、また答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、齋藤参考人からお願いたします。

○参考人(齋藤忠夫君) 御紹介ありがとうございました。

私、電気通信の研究に大学の工学部で従事しております者の立場から、新しい電気通信制度について見解を述べさせていただきますと存じます。

最近の電気通信を特徴づけるものは、まず第一にサービスの多様化ということでございます。

最近のエレクトロニクス技術の発展というのは大変著しいものがあるわけでございまして、特に御案内のように、大規模集積回路の技術というのがそれを代表するものであるということができるとおもいます。

こ二十年にわたって、一つの集積回路の上に実現できるトランジスタの数というのが毎年ほぼ二倍という速度で上昇しています。それが約二十年にわたって続いておりますから、百万個のトランジスタを一つの集積回路の上に実現するということもできるようになっていくわけでございます。

こういうような技術の進歩というものは、ほかのいろいろな技術を考へてみましても、歴史上類を見ないものであるということができるとおもいます。

こういうような技術の進歩に裏づけられまして、通信サービスも非常に多様化してきているということが言えると思っております。

特に、データ通信サービスなどの新サービスが新しくいろいろ発想なされていくことでございまして、既に小規模ながら行われている中小企業V.A.N.のようなものにおいても相当に効果を上げていくものが少なくないでございまして、こういうような多様な発想、従来の電信電話のみならず、多様なシステムがでるようになるというためには、従来のような一元的な運用ということでは限界があるということをは指摘されているところでございまして、多元的な通信体制というものをおつくりいただくということが非常に重要ではないかというふうに思われます。

第二に申し上げたいことは、従来電気通信とい

うものは一元的に運用されていたということでございます。これは電気通信システムが安定であった過去においては有効な制度であったということでございます。この間の一貫した御努力によりまして我が国においては非常に立派な通信網がつけられたということは、こういう安定した通信制度というのに基づいたものであるということと評価することができるとは思います。この間の技術の発展というのが著しいものがあるわけでございます。そういうものにこれから新しく対応していくような制度をおつくりいただかなければいけないというふうに考えるわけでございます。

我が国においては、過去三十年にわたって一貫した通信制度がとられておたわけでございます。この間の技術の発展というのが著しいわけでございます。これを合わせて制度及び料金の若干の見直しというのが行われたわけでございます。本質的には、電電公社発足以来、料金及び制度の考え方は根本的には変わっていないと言ふことができます。このために、料金と技術あるいは制度と技術というものの隔たりというのが次第に大きくなってまいっております。

電話の例で申しますと、御承知のように市内の技術というのが余り変化しなかつたにかかわらず、市外通信の技術というのが著しく変化したわけでございます。市外技術による市外通信のコストの低価格化というのが著しいわけでございます。それが料金に必ずしも反映していないということでございます。本来ならば、市外通信というのはより安くできるわけでございます。それによつてより多くの市外通話が実現される。そうしますと、市外の技術によつて新しいシステムを新しくたくさんつくることができるといふことができるわけでございます。それが料金に反映されないために、せっかくの技術が国民のために生かされない、そういうことになっていると言ふことができるのではないかと思います。

電信電話以外の多様なサービスということについても、現在の制度上いろいろな問題があつてで

きない、せっかくの技術が国民のために生かされないという点が多々あるということは指摘されているとおりでございます。

第三に申し上げたいことは、我が国の技術というの、おかげさまで今や世界のトップグループにきたと言ふことができます。通信網の技術というのは、従来のアナログ通信の技術からデジタル通信の技術に大きく変貌しようとしているわけでございます。こういう変革を我が国は世界のトップグループに立つて実行していると言ふことができます。過去においては、我が国の通信技術というのは世界の先進国の例に見習つて実現していけばよいという点があつたわけでございます。今では学ぶべき絶対的な先例というのは世界のどこにも存在しないと言ふことができます。自分でいろいろ工夫をして正解を見つけていかなければならないということになるわけでございます。

技術を健全に発展させていくためには、こういう事情にかんがみてニーズに見合った発展を実現するということが必要であり、独善的なシステムを構成しないようにするためには、競争原理に基づく有効な競争というのが非常に重要ではないかというところになるわけでございます。技術の発展を国民のために生かす、我が国の通信技術の優位性を一層進めるといふことのために、競争原理というのには有効に働くであろうというふうに考えられるわけでございます。

しかし、このような事情でございますから、新しい制度というのをもまた世界的に手探りで進められているというのにも実情でございます。大きな変革に伴う過渡的な問題というのいろいろ心配されることではないかと思ひます。最近ではアメリカにおける先例というのがあるわけでございます。いろいろな混乱というふうなことも伝えられております。こういうような問題がいろいろある中で、それが過渡的な混乱であるか、それが本質的な問題であるかということをよく見分けていただくということが重要ではないかということでございます。

でございます。効率性と公共性の調和ということがここで求められているということでございます。制度の面でいろいろな御配慮をお願いしなければならぬ点が多々あるかと思ひます。

我が国の新しい制度というのは、アメリカの新しい制度とは違い、通信会社の分割ということを含んでおりませんから、その問題も本質的にはかなり違うであろうと思ひます。新規参入においても、当面新規参入のシェアは一〇％程度を超えないというふうに多く予想されているかと思ひます。それがよりましてクリームスキミングの問題というの通信事業者の公共性が大きくは損われないという程度にできるであろうというふうに考えられるわけでございます。若干の問題が生ずる可能性がありますが、それにまさる民営化による効果を得られるというふうに期待されるわけでありま

しかし、予想される問題の防止、通信事業の健全性の確保のために政府の関与の余地を残しておくということも重要ではないかというふうに考えられるわけでありま。新規参入業者については、これは従来確立している電電公社に対して大きなハンディキャップをしようとして参入することになるわけでございます。できるだけ自由になる仕事ができるというふうに御配慮いただくことも重要ではないかと思ひます。特に、第二種業者は、多様な業務、例えば新しい電電公社を卸売業に例えるならば、いろいろな小売事業を多様にできる、高付加価値のバリュー・アデッド・ネットワークから単純販賣までも含めた多様な組み合わせの仕事ができるというふうに御配慮いただくことが重要ではないかと思ひます。

もう一つ最後に申し上げたいことは、これから一元的体制から多元的体制になるに従つて、標準化とか機器の認定とかいう問題がますます重要になる。相互接続をどうやって確保するかということもますます重要になるかと思ひます。こうした業務は従来電電公社の業務であつたわけでございますが、これから多元的な運用になるに従つて国

の業務としていかなければならぬ。これに伴う多大な費用、必要となる人員をどのように御確保いただくかということも重要ではないかというふうに思ひます。昨今の財政事情あるいは公務員の定員等の制約があるわけでございます。その中でこういう体制をどのようにおつくりいただくかというところが非常に重要な問題だといふふうに伺うわけでございます。国の通信網が有効に形成され、国民がそれを有効に使うことができるように標準化、機器の認定に対する新しい体制をおつくりいただくということに格段の御配慮をいただきたいと思います。

何うと申しますと、電電公社の株式の売却その他により幾つかの財源が得られるということでございます。この金は国の一般財源とするというふうにも何つておりますが、その一部を新しい制度で必要になるこのような新しい国の業務にお使いいただくということ、そもそも電電公社の資産が通信利用者によつて形成されたということから考えれば当然のことではないかと思ふ次第でございます。

以上、時間でございますが、一技術者の立場から技術の発展をより有効に国民のために生かしていただくということに対して御意見を申し上げた次第でございます。我が国の通信技術がより一層国民の役に立つようになりましますために、本法案を早急に御可決いただくことが役に立つというふうに考える次第でございます。

以上でございます。 齋藤参考人ありがとうございました。

次に、声村参考人をお願いいたします。

○参考人(声村庸介君) 私は、長年労働関係の研究に携つてきた者の一として、電電三法案に対する意見を申し上げてみたいと思ひます。

まず第一に、この電電三法案の視点でございますけれども、ややもすればこの三法案はいわゆる行政改革関連法案として位置づけられておるやに承るものでございますけれども、私は、やはり電

電事業という事業そのものが極めて公共性の高いものである、そういう点から、やはり公共の福祉という視点をまず第一に考えていくべきではないかと思うわけでございます。

御承知のように、既に有線電気通信法あるいは公衆電気通信法、それから日本電信電話公社法、いずれをとりましても、その第一条の目的には、公共の福祉を増進することを目的とすると、このように規定しておられるわけでございます。したがって、今日、もちろん電事業というものが新しく改革されなかならぬという状況になりました背景には、無論、行革というよりもっと大きないわゆる電気通信事業そのものの高度化という世界的な流れというものがあることは認めなければなりません。そういう面における効率性の追求ということは大変重要でございまして、やはりこの電電の改革に当たっては、何といいましても公共性の問題とそれから効率性の問題との調和が大変重要な視点ではないかと思うわけでございます。

それから第二番目でございますが、新しく生まれます新電電でございすけれども、この新電電の業務は、現在日本電信電話公社が実際に実施せられております諸事業をそのまま継承する、これがやはり一つの基本でなくてはならないと思うわけでございす。そしてそれは、やはり何といいましても電電改革が従来とはまるっきり異なった形で急激に行われるということになりますとそこに無用の混乱が生じる可能性もあるわけでございすから、したがって、その無用の混乱は、国民一般に対して混乱を与えるだけでなく、さらにここに働く労働者、職員層に対しても非常に大きな雇用の不安を与えることになるのではないかと、思うわけでございす。したがって、電電公社の改革に当たりましては、何といいましても職員層に与える雇用の問題について十分な配慮をすべきことが重要ではないかと思うわけでございす。

次に、細かい点に立ち入りますけれども、まず第一に、この電電三法案の問題につきましては、我々は、何といましても新しい電電は経営の自主権の拡大といえますか、当事者能力の拡大強化をまず第一に念頭に置かなければならない問題だと考えるわけでございす。もちろん、現在の電電公社の労使関係につきましては、長年にわたる労使双方の御努力によりまして、他の公社、現業よりもはるかにすぐれた極めて良識ある労使関係を維持しておることは私が申し上げるまでもないところでございす。しかしながら、この労使関係を引き続き新しい会社で維持していくということになりますと、何といましてもその経営の自主権の拡大ということが何よりも優先されるべき問題だと思ひます。そういう意味におきまして、その労働条件に関する制約などはやはりできるだけ取り払うべきでございまして、そういう意味におきまして事業計画の認可制が衆議院の附帯決議によりまして改められたという点については、その点は非常に高く評価しなければならぬと思ひます。

それから次には、何といましても、附帯業務につきまして認可制になっておりましたのが衆議院で修正になりました。このことは、やはり新電電が新しい業務を拡大することによって雇用の不安というものを解消できる余地を残したものと、これが大変立派な修正ではないかと思うわけでございす。

次に、人事の問題が盛んに言われておりますけれども、人事の問題は、やはり関西空港の例もございまして、代表取締役選任の規制を残すだけで、あとの取締役は自由とする、こういう制度にすべきではないかと思うわけでございす。なお、役員に關しましては、監査役制度がございす、これにつきましても、できる限り職員層あるいは事業者からの選任ということも考えるべきではないかと思うわけでございす。

それから次に、公正競争条件の設定でございす、公正競争の条件の設定ということは、新し

い新電電の将来の事業にも重大な影響を及ぼすだけに、極めて慎重を期さなければならぬ問題だと思ひます。したがって、新規に参入する事業がいくところだけつまみ食いにして、ただ利益のみ追求すると、こういうことであつては、やはり電気通信の持つパブリックの精神に反するものだと、いうことにもなりかねない。したがって、これにつきましても念には念を入れての規制が必要ではないか。例えば、接続料などにいたしまして、これは契約条項とすべきだという意見もあるようにございすけれども、できる限り本法においてこれを明らかにするの筋道ではないかと思ひうわけでございす。

それから次に、労働基本権の問題でございす、労働基本権の問題については、衆議院において、一応「当分の間」、つまり三年後に見直すという事項が挿入されまして、一応廃止を含めて三年後に見直すという規定が設けられましたけれども、しかし我々はかつて、昭和二十七年に電気事業及び石炭鉱業におけるスト規制法の制定に關しまして、三年後に国会の議決にまつということと、ございまして、三年後にこれが恒久法となったという例も承知しております。このスト規制につきましましては、既に労働法の原則が全面的に適用になるわけでございすから、できる限りこのような二重の制限は撤廃することといたしまして、まあ三年間は新電電の独占状態が続くと、非常に心配であるということであるならば、三年という期限はともかくとして、とにかく三年後にはこれは撤廃すると、廃止するという項目を明示すべきではないかと思ひうわけでございす。

いづれにいたしましても、本法においては、例えばこの会社法については五年、事業法については三年の見直し規定がございすけれども、これなども分離分割の問題と関連して非常に不安定ではないかと思ひうわけでございす。でき得るならば、見直し規定は結構でございすけれども、年限についてはこれは削除すべき筋合いではないかと考えるわけでございす。

以上申し上げましたが、私は、やはり衆議院において修正されました点を踏まえながら、さらに参議院においても国民の疑点を晴らす立場から必要な修正を施され、この新しい電電改革というものが真に国民のための電電事業として発展するよう期待するものでございす。

以上、参考人としての意見を終わります。
○委員長(大木正吾君) 声村参考人ありがとうございます。

次に、矢加部参考人をお願いいたします。
○参考人(矢加部勝美君) 矢加部でございます。私は、公社制度と労使関係を専攻してきました立場から、いかなる立法化が望ましいかという点に絞つて意見を申し上げます。

まず、現行の公共企業体制度は、昭和二十三年、米軍占領下にGHQの指令によって創設をされたという歴史的な経過がございますが、そのために従業員の争議権を禁止する特別労働立法という性格がむしろ強かった。言いかえまして、本来の公企体は、業務上公共性を尊重しつつも経営的には文字どおりに企業体として運営をさせ、かつ円滑なその発展を図るというそういう育成策がとられなければならなかつたんですけれども、必ずしもそのような対策、政策がとられてきていない。したがって、先ほど来御意見も出ておりますように、情報通信産業の多様化あるいは新しい発展、変化とも関連をいたしまして、今や長年にわたつて公企体の限界あるいは欠陥といったものが露呈し始めている。それだけに、一般論として考えてみましても、公共企業体制度の改革は必要であり、かつ望ましいと私は考えております。

我が国の現行三公社の中で、それにしましても電電公社はまだしも業績に恵まれておりますのは、先ほど申し上げましたような新しい情勢、条件に乗つておるといふこともございす、しかし、それにしてもさきに申し上げましたような企業体としての条件整備という点については、長年その対策はむしろ放置されてきています。電電公社もまたその例外ではないと申し上げたいのであ

ります。
端的に言つてその最大のものは、芦村参考人も先ほど触れられましたけれども、第一には経営側の当事者能力の欠如であり、さらに第二には労使関係の制度上のゆがみが続いているということとでございます。これは後でも触れますけれども、現在の電電公社の全通労組と電電公社当局との関係を批判しているわけじゃございません。制度としてゆがみがあるために、良好なかつ安定した労使関係を樹立せずに今日に至っていると、こう言わざるを得ないと思います。

そこで、今次の電電公社改革に当たりましては、この是正に力点を置いていただきたい。一定の制約はいずれにしても免れないと思いますけれども、できるだけ民間企業並みにやっていく、あるいは改善をしていくという視点が望ましいと思います。すなわち、経営者はその責任と能力を十分に発揮できるような、また、これに相応する体制を整備させる。さらに、これに見合うものとして、団体交渉及びその保障措置たる争議行為などの労働関係制度に関しては、一般の民間企業に比べて格段の制限を設けるべきではないと考えます。これは、以上に申し上げました昭和二十年代以来の経験によって痛感されることであるということであえてつけ加えたいと思います。また、労働法制から判断をしましても、最小限、公益事業たる民間私鉄とほぼ同様の扱いにとどめるのがベターではないかと考えます。

他方、経営そのものに関しましては、万が一にも角を矯めて牛を殺すような結果を招かないように、そのためには、政府、郵政省による介入と規制は必要最小限にとどめるべきであるということとは申し上げるまでもありません。そして、これまでの公企体の欠陥である経営の活力を十分に引き出すような配慮をこの際はむしろ優先させるべきではないだろうか。このことは、もちろん電電事業の持つ公共性を否定するものでは決してありません。その反省から出ている考え方であると理解していただきたいと思います。

次に、電電改革三法案の審議に当たりましては、以上のほかにあえて次の三点を要望したいと思っています。

第一は、法案の成立には労働組合、これは関係の労働組合です。特に全通労組を指してありますが、関係労組とその組合員の協力、了解を得られるかどうか最も重要なことでありまして、今後長きにわたつて新電電の前途を左右する要素にもなりますので、その点を十分に御配慮願いたいと思います。

第二に、全通労組は、一般の官公労組及び公務協の中では、私の見るところでは最も良識に富んでおります。かつ電電改革に関しては以前から真剣に取り組んできている。何も今次の行革その他に関連して特に取り上げたということじゃない。一貫してこれと取り組んできておる。したがって、今次の法案に関しても、いたずらに反対を事としたり実力行使によりこれを廃案化するというような方針をとっていないのは御存じのとおりであります。具体的に対案を提示し修正を求める、こういう態度をとっておりますので、この誠意と努力を十分に評価されるべきである、私はそのように考えます。

第三に、電気通信事業は広義においては、これまでも御意見が出ておりますように、情報化社会の基幹産業として二十一世紀へ向けてますます強化充実かつ発展すべきものと考えられます。しかし、情報に関するプライバシーや人権の保障を初め、産業政策ないし産業立法上の点から考えてみましてもまだまだ未解明の課題が多く、十分に明らかにされていない、そのような分野であることも間違いないと思います。したがって、今次の電電改革法案の立案に当たりましては、そのすべてをこの三法によってカバーしたり規制をするというようなことを期待すべきではなく、将来はむしろ情報通信にかかわる基本法といったときものを考えて、これを三法施行後の一定の経験を待って制定をするということと同時に考えていただきたいと思います。したがって当面は、多年にわたる

これまでも申し上げましたような公企体制度の運用経験からその是正と改善を図ることに重点を絞る、これが一つでございます。

さらに、情報通信の新産業分野には一定の民間企業の参入を認めざるを得ないのは、これはもう時代の趨勢から申し上げても当然でございますから、これに関連する必要な立法措置をとることはやむを得ないけれども、何もかも参入の拡大その他を考へるべきではない。外資規制についても一応のことを念頭に置いておく必要があると思います。

結論としまして、参議院においては既に修正事項が採択をされ、附帯決議も採択をされておりますので、これは十分に参考にとり考えますので、参議院においてもこの趣旨をお酌み取りいただく方がよろしいのではないだろうか。一言私見を申し添えて終わりたいと思います。

○委員長(大木正吾君) 矢加部参考人の末尾の項にごさいました修正等の問題につきまして、衆議院の誤りと委員長は推察いたします。そのように改めさせていただきます。

矢加部参考人ありがとうございました。

次に、増田参考人にお願いたします。

○参考人(増田祐司君) 私は産業経済、産業技術に関しまして研究をしている者であります。今回の電電三法案について意見を申し述べさせていただきます。

今回の私の申し上げたいと思います意見は、大体二つに分かれています。

まず第一には、現在の産業社会がどのような段階にあるかということに関しまして考察を加え、そして、かつ電電三法の持つ意味を考えてみたいというふうに思います。それから第二には、それに関連しまして、これまでの電気通信制度に關しましての考察と、さらにあるべき電気通信制度について考えてみたいというふうに思います。

まず第一の現在の産業社会のことです。まずこれ、これは今我々高度情報化社会に入りつつあるというのが私の認識であります。高度情報化

と申しますと、これまでの単にコンピューターを活用しました情報処理の問題ではありません。むしろ情報及び通信というものがあまねく社会の中に浸透しまして、それが社会に大きな影響を与え、という意味を持つていくわけでありまして、特に、技術的な面から見まして重要なことは、情報処理とそれから通信というものが今密接に関係しつつあるという事態であります。これまでは情報処理はコンピューターの世界でありまして、競争原理が貫徹している世界でありました。これに對しまして、通信の世界はいわば規制下の世界にあると、言うことができると思います。ところが、その両者の技術がますます接近して、それが分かちがたくなつてきているのが現状であります。

一体、ある情報通信サービスは、これは情報の領域であるか通信の領域であるかということを検討することは非常に難しいのが現状であります。これについてはいろいろな議論があるわけでありまして、ここでもそのことについて深く立ち入りませんが、いずれにしても、この問題が現在の産業社会に与えている影響あるいはその投げかけている問題というものは非常に大きなものがあるわけでありまして、アメリカにおいては、既にこれまで規制下にありました通信の世界が今非規制下の状況に置かれまして、競争原理が導入されていくわけでありまして、競争によりまして産業の効率化を図ることが大きな政策的な目標になつていくわけでありまして、日本においてもこの電電三法案によってそれが今現実に実施されようとしているのであります。

さらに第二の問題としまして、これまでの通信制度それからこれからのあるべき通信制度について考えてみたいと思います。これまでの通信制度というものを三つの点から考えてみたいと思います。

第一には、これは公共性の論理と云うことができると思います。これまでの通信制度というのは公共性の論理のもとに運用されてきたというわけでありまして、すなわち、電気通信は公共サービス

であるということが言えます。公共サービスというものは、国内全域にわたるべきであまねくかつ等しいサービスを行わなければならないということが大前提になります。このためにはサービスの提供者がコストに関して内部相互補助をする必要があるわけであり、この内部相互補助は、競争市場で営業を行っている企業にとっては非常に不可能なことであります。

内部相互補助と申しますのは、他のコストのサービスを受ける顧客、例えば都市間の顧客からコスト以上の料金を徴収しまして、高コストのサービスを受ける顧客、例えば都市内の顧客からはコスト以下の料金を取るというようなことをしまして全体のバランスをとるわけであり、これが今まで行われてきた特にアメリカにおいては、このような料金徴収制度が長い間実施されてきたわけであり、

それから第二番目の問題でありますけれども、それは経済学的に申しますと電気通信が自然独占であるということであり、自然独占と申しますのは、これは生産を行うに当たり、規模の経済が市場の大きさに比べて余りに大きいために、その産業の全産出高を一つの企業だけで生産する場合最も効率がよいというようなことであります。これによりまして自然独占が許されることになるわけであり、電気通信の分野においてもそのような論理に基づいてこれまでは電電公社の一元運用のもとに行われてきたわけであり、なぜこのような形で効率的になるかと申しますと、まず第一には、ネットワークが一元的にそれから統合的に運用することができて、ネットワークの能力の最適化が図られるということであり、それから第二には、ネットワークのコンポーネントを標準化できるということであり、もし標準化が不十分でありますれば、それはインターフェイス、その接続に余計なコストがかかるということになります。これがこれまでの電気通信事業を支えてきました論理であり、現在この論理というものが大きく転換しつつ

あるわけであり、それでは、これからあるべき電気通信の論理と申しますのは、これに対応して三つ申し上げられるというふうに思います。

つまり、電気通信はまず第一に自然独占ではないということであり、これは、特に現在の技術革新によりまして、そのさまざまな技術のコスト、特にコンポーネントのコストが急速に低下しておりまして、多様なサービスを低料金、低コストをもつて供給することが可能になり、規模の経済が必ずしも作用しないということになるわけであり、

それから第二には、内部相互補助は必ずしも効率性は高くはなく、むしろ効率性が悪いというわけであり、つまり、コストに基づかない料金体系というのは消費者に誤った情報を与えることになるわけであり、コストと料金の関係をゆがんだままに放置することは、これからの産業社会の発展のために非常に大きな問題となり、つまり、資源の有効な配分が阻害されるということであり、

それから第三番目であり、これも、これは特に公共性の問題、今申し上げましたのは公共性の問題と産業の問題であり、第三番目に申し上げたいことは、それはある意味で電気通信が国のセキュリティに関係している、あるいは経済発展に不可分のものであるということであり、つまり電気通信というのは、三つの意味で国家的、社会的使命があるわけであり、

第一には、高品質のサービスを国内全域に提供することによって地域発展を促すというわけであり、それから第二には、電気通信サービスの技術革新を遂行し、その波及効果を含めまして、その国の産業の国際競争力を高めるといことが重要であり、それから第三番目として、信頼性が高く性能のよいネットワークを提供し、災害時、緊急時の通信に役立てるといことが重要である。このような国家的、社会的な要請にこたえるためには非常に膨大なコストがかかるわけであ

ります。

今申し上げましたことをまとめますと、これは公共性の論理、産業の論理そしてかつセキュリティの論理という三つの面から電気通信というものがあるわけであり、これまでは公共性の論理というものを前面に出しまして、これをもとに電気通信が運営されてきたわけであり、すけれども、ここに産業の論理、つまり効率性の論理を導入しまして公正な競争を実現するということが重要になるわけであり、

私の最後に申し上げたいことは、この参議院で現在審議されております電電三法案に關しましては、限定つきではありますけれども、これからの産業社会の発展のためにしかるべく措置をとられるように希望する次第であります。

以上であります。

○委員長(大木正吾君) 増田参考人ありがとうございました。

次に、閣下参考人にお願いたします。

○参考人(関恒義君) 閣下でございます。私は、この電電法案、特に電電公社の民営化につきましては基本的に反対という立場から発言させていただきます。

実はこのしる予算委員会の公聴会、三月二十九日に開かれました際に、私、経済と景気の動向と関連させましてこの問題について発言したことがございます。

そこで、例えばこれは会議録第一号に載っておりますが、この中で、現在大変な経済の困難の時期にある、あるいは私どもは構造の危機と呼んでおるわけですが、そういう大変な経済危機の時代にある。この一つの理由といたしまして、国民購買力が非常に低下してきている、それに対して資本の側の過剰蓄積が非常に激しい、そういう意味での不均等発展が一般化してきているという点についての御指摘をしたことがあります。したがって、国民購買力を一層充実する方向で現在の経済的な困難を克服していくべきではないかという意見を述べると同時に、したがって三公社五現業

現在四現業ですが、そういったものの民営化というのには賛成できない。つまり過剰蓄積をさらに加速化する危険性を持っている。そういう意味で、直ちに民営化に踏み切ることについては慎重な御検討をお願いしたいということをあわせて述べたことがあります。

衆議院の方では若干の修正つきで、既に参議院の方に送られてまいりました。あと数日、八日までの間にこの電電法案についての最終的な決着がつくというように鋭が峰に立っているわけですが、そういう時期で、かつて予算委員会述べたその立場から私は賛成いたしかねる、そういう立場から意見を述べさせていただきます。御参考にお供させていただきます。そしてまた慎重な検討をお願いしたいということです。

反対の理由といたしましては、電電の民営化というのは現在の資本の過剰蓄積を一層促進する危険性を持っている、この点をあえて再び強調せざるを得ません。特に、先ほど来参考人の方々からも御指摘がありますように、電気通信事業というのは高度産業社会の基軸となる、そういう事業なしいは産業となっていくようであり、これは政府及び財界が既にそういう方向をはっきりと打ち出しているわけであり、情報産業を軸としての産業構造の転換あるいは構造転換というものが八〇年代の戦略の基軸に置かれていて、そういうことになり、こういう部門の民営化というのは、産業全体に過剰蓄積を一般化する危険性を持っている、この点を特に強調せざるを得ないわけであり、この件につきましては、予算委員会の公聴会の席でも政府発表の統計資料に基づきまして多少の検証を与えておきましたので、ここでは繰り返しません。

一般的に見ますと、このしる国会は大変な国会のようであり、専断の民営化が既に方向としては決まったようであり、国民は大分反対したけれども、健保法案もどうやら修正つきで可決されそうであり、そこへもってきても電電法案ということで、やはり国会の皆さん方も長期の国会で大分

いろいろな議論をされておられまして、電電法案につきましても慎重な検討をそういう意味ではお願いしたいと重ねて申し上げたいわけですね。特に、健保法案の成立などによりまして国民負担の増大は明らかで、そういう意味で国民購買力の低下ということも必ずやわけて、国民購買力の増大に基づき景気の上昇ないし経済的效果が高いということに一つの焦点を置いていただきたいと思います。願望を含めて申し上げたいと思います。

それが第一の理由ですが、第二の理由といたしましては、参考人の方々が言われましたように、電気通信事業あるいは電信電話の事業というのは公共性が高いものである。これは現在の電気通信事業法案の中でも、「電気通信事業の公共性にかんがみ」という言葉もつられております。前の、現行の法案でも、「公共の福祉を増進することを目的とする」ということが繰り返して強調されているわけですね。公共部門の充実ということを通して検討する余地があることを強調しておきたいのです。

公共性と効率性ということが問題になっておりますけれども、現在問題になっている効率性というのは、民間活力の導入、いわば利潤機能の観点からの効率性ということになるわけですね。しかし、利潤機能の効率性だけではなくて公共性そのものの効率性というものは、これはこれとしてまた追求しなければならぬ問題であると思っております。公共部門にいろいろな問題点が山積していることは十分私も承知しているつもりです。しかし、そういう問題点の打開を含めて、直ちに民営化し、利潤の機能のもとにこれを従属化させるということではこの問題の打開の方向が出てくるとは私は思いません。

特に、現在推進されようとしている民営化はいわゆる第三セクターの方式でして、国家が幾らか株を持つ、これに民間が参入してくる。今度の新電電の会社の法案でも、三割は国家が所有する、あとは民間の所有と。最近、こういう第三セク

ターのやり方というのがいろいろなところに出てきております。大阪新空港もそうですし、国鉄の再建との関連でつくり出された山手開発株式会社が、こういうところもそうなっております。公共部門と民間部門との接合という形で新しい会社をつくる、つまり純粋な民間会社じゃないわけですね。つまり、従来の公共部門を利潤機能へ従属化するというそういうやり方です。このことは、少しきつい言葉で表現しますけれども、一般的には資本の寄生性というものが一層強まるということを示すものです。なぜ、その公共部門として効率を追求するというにもう少し主力を注ごうとしないのかということにやはり依然として私は疑問を持っております。

さらには、こういう方向を通して、恐らく数十兆円の資金を要すると言われるINSづくり、こういうものが推進されようとするわけですが、この資金源も相当強く国民負担に依存せざるを得ないという実態があるわけなんです。そういう意味では、国民的な観点からはあくまでも非常に大きな疑問が残ることをやはり強調しておきたいんです。したがって、私の意見といたしましては、国民本位の、住民本位の公共部門という視点をあくまでも堅持する方向でこの問題については検討していただきたい、少なくとも基幹部門についてはそうあるべきだというふうに思っています。つまり、そういう点からやはりこの問題については反対せざるを得ないということです。

それから第三番目の問題は、プライバシーないし人権の問題、さらには通信主権を守るという問題、こういう観点から公共部門という形を通してこの主権の維持を、あるいは人権の維持を検討するということも非常に重要であらうというふうに思っています。資本主義圏におきましても、国際的、国内的な電電の仕事が民営化されているのはアメリカだけで、カナダは、国内は民営化ですが、国際的な方は公共になっているわけですね。ほかの国々はすべて国家ないしは公共の形態をとっているわけなんです。そういう意味で日本にとつて

も、従来公共でやってきたんですから、やはり世界の公衆として公共的な方向というものがあろう以上そういう方向で検討していただきたい。

特にアメリカについて言いますれば、アメリカのIBM及びATTというのは、やはり資本力として圧倒的に強いわけですね、そういうところにも電電を開放するということが大きく日本の経済主権の侵害につながる危険性があることをやはり強調しておきたいんです。

以上、三つの理由によりまして、依然として私は反対の態度をとらざるを得ない。仮に今国会で通ったといたしましても、この問題はやはり三年ないし四年の大問題として残るであろう。そして、その過程においてもしお呼びがあればまた意見を述べさせていただきます。以上、三つの理由によりまして、ひきつ御参考にしていただきたいと思います。

○委員長(大木正吾君) 関参考人ありがとうございました。以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

質疑者、答弁者ともどもにお座りのままで結構でございます。

○富田輝君 参考人の皆様には、大変お忙しいところを御出席いただき、本当にありがとうございます。

まず、斎藤参考人と矢加部参考人に質問させていただきます。

お話しのように、電気通信は極めて技術革新の激しい分野でございます。既に世の中はその自由化に向けて大きく動きを見せているというのが現状であらうかと思えます。新規参入の計画としても国鉄、建設省、道路公団、また京セラグループなどが名のりを上げております。また、VANの事業化の動きも急ピッチのようでございます。一方、回線の自由化、端末自由化も大いに期待をさ

れているところでございます。

このように、当事者以外にも関係業界等広い範囲の国民がこの法案の早期成立を希望しており、今国会で法案成立できないとその混乱ははかり知れないものがあるかと思うわけでありまして、したがって、法案成立がすぐれた場合の影響また問題についてどう考えておられるか、この点を初めに伺いたいと思います。

○参考人(斎藤忠夫君) 私の意見を申し上げます。

先ほど申しましたように、世界的に電気通信事業はエレクトロニクスの新しい進展を受けて進歩し続けているわけでございますが、特にアメリカにおいてはその進歩は著しいわけでございまして、我が国においても早急に新しい多様なサービスを實現することによって、新サービスの経験を積むことによつて世界的なそういう進歩と歩調を合わせた進歩を遂げていく、そういうような制度をおつくりになるということが希望されるわけでございます。

特に、米国におきましては多様な試みが既になされておるわけでございまして、先ほどからお話があるようなIBM、ATTを初めとして、いろいろなネットワークが現実には動き始めようとしているわけでございます。第一種事業的な新規参入においても同様でございます。新しいネットワーク、デジタルネットワーク、衛星を使ったネットワーク、ファイバーを使ったネットワーク、そういうようなものが次々とつくり出されて、競争原理のもとにますます低廉なサービスを提供するということができつつあるようになるわけでございます。

先ほどから外資規制の問題、その他についての問題もございまして、私は、現在我が国の技術はかなり進んでおりますが、直接アメリカから日本に持ってきて日本で圧倒的に強みを示すような技術はアメリカにはないというふうに思っておりますが、それも日本でこういうものの実現がすぐれれば日本はそれだけおくれるわけでございましてか

ら、日本の高度情報化社会への対応がそれだけおくれるということになるわけでございまして、おっしゃいましたように、現在いろいろな企業が新規参入に努力しておられるということでございまして、我が国のこれからの産業社会にとって最も重要であると考えられる高度情報化社会への対応を進めるために、できるだけ早く新しい制度が実現されることを希望している次第でござい

ます。
○参考人(矢加部勝美君) 今の点についての意見でございまして。私は、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、現状においては、衆議院で審議された結果採択をされている修正の部分と附帯決議と双方含めまして、恐らくこの附帯決議の中ではさらに法案の修正に取り入れた方がいい部分があるのではないかというふうに考えますので、そういう審議を早急にやっていた方がいいと望ましいのではないかと思います。

○富田輝君 それと、つまり法案成立が、おくれた場合の影響、問題についてどうお考えか、お伺いしたいんです。

○参考人(矢加部勝美君) 法案の成立、これは時間にもよるんじゃないでしょうか。何カ月おくれるとか、あるいは一年以上延びるとかということによっても違ってきますので、多少のおくれが決定的なことになるとは思いません。

○富田輝君 それから斎藤参考人にお伺いいたしますけれども、技術的に見て今回の法案におきまして問題点は特になく考えているものでござい

ますけれども、いかがなものでございましょう。新規参入業者と新電電との接続に当たって、ダイヤルのけた数がよく話題になります。二十けたも回さなきゃならないとか、あるいは何けたプラスしなきゃならないとか、そんなことも話題になつておりますけれども、こういう心配も技術的に相当程度解決できるのではないかと、専門家の斎藤先生に御意見をお聞きたいと存じます。

○参考人(斎藤忠夫君) 現在の法案の立案に当

たつては、大変よくお考えになつておられて、技術的な問題も多方面から御検討になつておられるということとでございまして、おっしゃいましたように純技術的な問題というのはほとんどないというふうに考えております。

今お話がありましたダイヤルけた数の問題でございまして、アメリカにおきましては、今般の制度の改定によりまして多数の新規参入業者ができたわけでございまして、その間の過渡的な問題として二十けたのダイヤルを少なくしたいという事情も一部に発生しておるわけでございまして、アメリカにおきましてはそれはあくまでも過渡的な問題でございまして、新規参入業者の数が幾つあるかによるわけでございまして、アメリカにおいては三けたの数まで許される、千まで許されるということになっております。

どれを選ぶかということとは加入者の自由意思でございまして、私はどれを選びたいということとは言つていただかなくちゃいけないわけでございまして、そのために三けたまでの増加ということとはあり得る、アメリカにおいてはあり得るわけでございまして、現在九けたでございまして、それが三けたふえるということとはあり得るわけでございまして、それは幾つまでの新規参入業者を想定するかということにもよるわけでございまして、現在のような過渡的な問題としての二十けたと、そういうような話はあくまでも技術の途中段階での問題である、そういうシステムが完成するまでの問題であるということとでござい

ます。我が国におきましては、新規参入業者が幾つあるか、どれを選ぶかということに対して十まで選択できるようなものか、百まで選択できるようなものかということとでございまして、最終的には一けたないし二けたあるいはふえるということがあるかもしれません。それはそれほど困難な問題ではない。ほかのダイヤルは全く同じでございまして、今これを選びたいですよということをおっしゃいます。アメリカの場合でも最終的に三けたでござい

ますが、私はどれを使う

ということをお、ふだんAT&Tを使うのか、ふだんMCIを使うのかということをお客さんごに登録することにすれば、そのいつものやつでいいですよというときには一けたを選ぶと、そういうようなことになるはずでござい

ます。ですから、普通の場合は一けたの増加ということが必要になるかもしれませんが、それ以上の問題が生ずると二十けたなんというむやみなことになるということとはあり得ないでござい

ます。もう一つ心配されている問題としては、標準化ということと、今まで電電公社が中心に行われてきたということが基本的には国の仕事になるということとでございまして、それは従来の仕事の一部ある部分から別の部分に移る、そういうようなことがあろうかと思

います。それに関連しては、従来の標準化のやつてきた方法を御参考に新しい体制を新しいところでつくらなければいけないというものが将来検討の課題になるであろうと思

います。そういうことに関していろいろ御配慮いただかなければいけない点が多々あるかと存じますが、技術的に本質的な問題ではないというふうに考えております。

以上でござい

ます。○富田輝君 先ほどのお話でも、百万個のトランジスタを一つの集積回路にすることができるようになったと、あるいは一千万個なんという話も聞かないわけではござい

ませんが、つめの四分の一の大きさの中にトランジスタが一千万入るなどということは、まあちよつと前には考えられな

いようなことでござい

ました。この科学技術の発展を国民のために役立たせるといふところは非常に大事な点であり、先生もおっしゃつていたところ

でござい

ますが、今のお話を伺いますと、相当程度新規参入が受け入れられる、そういう土台でもあるというふうには考えてよろしうござい

ます。○参考人(斎藤忠夫君) 新規参入がどの程度できるかという問題に関しては、純技術的な問題以外にいろいろな点を考えなければいけないだろうと

いうふうに思つてござい

ます。とりあえずは、従来から通信事業を独占的に運営しておられる電電公社に対応して新規参入するわけでござい

ますから、第一の新規参入業者というの

はかなりの強力なものであるということが期待されるわけでござい

まして、また望ましいわけでござい

ます。現在の市外通信と申しますのは、先ほどからい

ろいろなお話がある事情もございまして、技術的に実現できるよりはかなり割高になつて

いる。多くの国民は、市内の通話はほとんど料金の

こと、お金のことを考えないでやつておられる方も

おられるが、例えば地方から東京に出てきておられる方は、実家に電話をするのを毎日電話したいのを一

週間に一遍で我慢するとか、一カ月に一遍で我慢するとか、そういうことで随分節約して通話しておられるに違いないわけでござい

まして、そういうことを随分節約して通話しておられるのを考えますと、新技術がより生かされ、より安価な市外通話ができるようになると

しますと、市外通信の量というのは格段に増大するであ

ろうというふうには考えられるわけでござい

ます。ですから、現在の新しい制度が有効に作用して

市外通信の料金がより低価格化が進むと、そうい

う何年か先を考えれば、市外通信の量というのは

相当にふえるであろうというふうに期待されるわ

けでござい

まして、新しい技術を利用して新電電も市外通信網の拡充を当然な

と思

います。それとともに複数個の――まあ私の感じでは一けたであ

ろうというふうには考えておりますが、複数個の新規参入業者が

出て、そして新しい市場を創成して

いく、新しいマーケットをつくつていく、そういうことが十分期待

できる。それには、しかし時間をかかります。それまでどうい

うふうにかつてい

るいろいろなハンディキャップが新規参入業者にはあ

るわけでござい

ますから、そういうことを御配慮の上、それを生かし、育成していかれるというこ

とが重要ではないかというふうには考えており

ます。○富田輝君 最後にもう一つ、芦村参考人に御質

問申し上げます。

今回の法案成立が出来ることはその事業体に働く人の労働条件の改善がそれだけ出来ることになるのではないかと、こういうことは労働運動全体の立場から見ても決して好ましくはないという意見もございまして、労働問題の専門家としてこの点をどうお考えでいらっしゃいますか。

○参考人(青村廣介君) この電電改革法案が時期的にどうかという問題とそれから電電公社職員の労働条件、直接結びつけて考えることはちよつと短絡ではないかと思ひますけれども、しかし究極的には、この新しい電電公社ができることによって今まで制約されておりました諸条件が解消するということによって、新しい電電の職員の労働条件あるいは賃金、こういったものはやはり前進するであろうということは間違いないと思ひます。

○富田輝君 ありがとうございます。

○片山基市君 参考人の先生方、どうもありがとうございます。

矢加部先生と声村先生にお聞きを申し上げますが、三つあります。

一つは、今までの電電公社が一元的に行ってきた電気通信事業に対して、これからどのような改善がなされたいかということについての希望とか期待を持たれておるかとか。二つ目に、この三法案が成立することによって国民が期待する福祉などを含めたサービスの向上や料金値下げなどがなされると思ふかどうか。同時に、どのような不安を持たれるかどうか。三つ目は、産業論理に基づく公共性よりも効率、より利潤を求める株式会社民営化による商法の適用によって公共性が担保されないという心配はないか。まず三つのことについて矢加部先生、声村先生からお聞きをしたいと思ひます。

○参考人(矢加部勝美君) 第一の点ですが、私は電電公社の改革については、先ほども申し上げましたけれども、本当の意味でのやはり利用者、国民のための電気通信事業、これができるような体制を実現するということが基本でなければいけないと思ひます。

いと思ひますね。だから、先ほど来もおっしゃってありますような民間の参入その他新しい情勢に適應する云々というような、これは当然考えなければならぬけれども、一番基本は、何といつても国民共有財産である電気電話事業が現状までの公社制度では必ずしも満たされていないということが第一ではないかと。あとは先ほど申し上げましたので繰り返しません。

それから二番目の点ですが、確かに、果たしてサービスの向上になるのか、市外通話は値下げできるはずだという御意見もあるようですけれども、しかし果たして参入した民間の企業によって値下げが確実に実現できるか、それはむしろ不安の方が強いというのが、私だけじゃなくて国民全体がそうではないかと思ふんです。したがって、私は政府の原案そのものでいいと申し上げているのではなくて、あくまでも衆議院での審議経過をもう一度この参議院で正確にトレースをしていただきたい。

それから三番目の公共性と効率の問題ですけれども、この法律でいけば、おっしゃっている商法の全面的適用でも何でもありません。仮に商法が全面的に適用されるような民間企業にするというなら、これはそれなりにすすみます。それですけれども、この法律では必ずしもそうはなっておりません。しかし、それは現状において考えましても、電気通信事業の本来の性質からいっても全面的な適用というのは確かに無理ではないだろうか。けれども、どちらかといえば最初に申し上げた、本当に国民や利用者のための電気電話事業という観点よりも、民間の効率性、競争原理の導入という観点の方が少し強過ぎはないかと、この原案にはですね。その点で不安を持っているというところは申し上げたいと思ひます。

○参考人(青村廣介君) まず第一の問題でございしますが、従来電電公社が果たしてきた電気通信事業は、やはりパブリックサービスとしての立場から推進してこられたことはこれは否定できません。それだけに、公共の福祉ということ念頭に

置いてのいろいろな事業をやられてきたと思ふんですけれども、しかし、これからの通信事業がどのように変革されるにいたしましても、やはりそれは何といひましても公平であり、しかも正確であり、そして迅速であり、かつ親切であり、しかも低廉なサービス、こういう条件というのが当然要請されると思ふわけであります。

したがって、そういう条件を維持しながらやはり今後の電気通信事業というものの約束されていかなきゃならぬということとございまして、もちろん、先ほど申し上げましたように、いろいろな従来の電電公社が果たし得なかつた分野における進出ということが今後ますます拡大されていくということは、我々利用者の立場としては大変結構なことではないかと思ひます。と同時に、先ほど申し上げましたように、何としても経営の自主権の拡大、これが大変重要なテーマでござい

それから、この三法案が成立しまして、期待するようなサービスの向上あるいは料金の値下げというものができるとか、あるいは不安は何かと、こういう御質問でございしますが、この三法案が成立することによって国民が期待するようなサービスの向上あるいは低料金というものが直ちにできるかどうかは、この法律自体、本法自体ではどうも私どもにはよくわからないところが多い。つまり、非常に重要な肝心な点はほとんど政令あるいは省令にゆだねられておる部分が多くあるように承っておりますので、したがって、そういう点において今後もしこれが成立した場合、これからできるであろう政令、省令においては、十分にこの国民の声を反映しながら、できるだけ配慮した政令、省令というものができると望まします。そうすることによって、例えば無原則的な新規参入と、こういうことも避けられますし、そういうことが避けられれば、やはり電話料金の値下げということも可能である。しかし、無制限にむやみやたらに新規参入ということ出てくるならば、そんなに数は多いとは思ひませんけれども、出て

くれば、あるいはこの料金が逆に値上げになる地域も出てくるかもしれないという憂慮はやはりつきまとうのではないかと。そういうような点に非常に一つの不安といひますか、そういうものがあ

るんじゃないかと思ひます。それから第三の御質問でございしますが、効率性あるいは利潤追求と、こういった商法の適用ということとございしますが、むしろこの電電三法案が効率的あるいは利潤追求と、こういうことを意味しているわけではないと私は受けとめたいと思ひます。したがって、やはり公共性ということと同時に、効率あるいは利潤、この二つがやはり並立的にとらえられるべきであつて、どちらか一方だけということになれば、これはやはり心配すべき点が出てくるのではないかと。したがって、そのための歯どめというものは何らかの形で残しておく必要があるのではないかと、こういうふうに考える次第でござい

○片山基市君 ありがとうございます。

それで、矢加部先生に次のことを聞きたいんですが、先ほどもお話がありました、産業界が第一種事業者として入り、主な通信業である事業用電話及び通信が電電からなくなっていくことになれば、当然クリームスキミングされることですが、大体今日加入者が四千三百万加入がございしますが、そのうちの約七割、三千万が一般家庭用電話であります。結果的に収入が足りませんから料金の値上げが起らないか、収入が足りないから人件費削減ということ、大体資本の論理でやってくると思ひますが、そうすると、サービスや雇用や労働条件に大きな影響を与えるということにはならないだろうかという心配があります。どうでしょう。

産業界の都合のよい制度改正であつても、勤労国民、なにか生活保護者やあるいはハンディを持つ人々にとつてどうなっていくのかであります。例えば、アメリカではクリームスキミングをすることで利益を上げておる会社、MCIなどによって、アメリカの地方会社ではこの一月以来料

金を二倍、三倍に引き上げるを得なくなっている現状があるんですが、それについてどのように受けとめられているのでしょうか。

○参考人(矢加部勝美君) 最初の御質問ですが、私が一貫して懸念材料として一番恐れておりましたのは、需給調整とかいろいろな言葉が使われておりますけれども、おっしゃっているように、あるいは新電電が成り立たない、あるいはまた新規に参入してくる民間企業も成り立たなくなる、それが皆利用者に押しつけられるとか、事によれば新電電だけじゃなくて、参入する企業にも同じようなことが起こるかもしれない、これ。その点極めて不安であるのは、一体だれがそのような調整を行うのか、あるいはそのようにならないための、言うならば民主的な規制といましようか、最初の御質問のときに申し上げましたような国民の共有財産としてもとてき上がつているものから、それがより活用されるような形になるためには何かの歯止めが必要なんです。

だから、それが言うならば一にも二にも郵政省の許可であり認可である。郵政省の許可や認可があればそのことがいかにも達成されていくというふうな傾向がこの原案にあることを私は恐れているんです。だから、その分はできるだけそうではなくて、この新しい産業が成り立つような、それをまた規制できるような、計画化できるような、単に郵政省とか政府とかいうんじゃないで、国会の役目も重要で、何らかのそのような機関ができるのならこれにこしたことはありませんし、あるいは監査役会も構成されるわけですから、監査役会にしましても、もう少し権限の大きな監査役会にされていくとか、何かいろいろなことを通じてそういうことをやっていただかないと、現状においては御質問のような懸念、不安があると思います。

それから、アメリカの例も先ほどから何回も出ておりますけれども、二つあると思うんです。確かに我が国は分割をされないからアメリカのようないことは起こらない、それから先ほど別の参考

人もおっしゃっておりますように、今は過渡期であるからいずれば解消されるだろう、こういうお話ですけれども、しかしそれはそれじゃ我が国においても分割というのは絶対に起こり得ないのか、これも今度の衆議院での取り扱ひだけでは必ずしも確定しているとは言いかねるんじゃないだろうか。それから、たとえ過渡的であっても、現にアメリカにおいてある種の混乱が起こっていることは間違いないんですから、我が国でこれから新しい制度をスタートさせようと思えば、やはりそのようにならないようにしていかなければならない、それは立法化に当たって十分に考えなければならぬことではないだろうかというふうに考えます。

○片山基市君 そこで、高度情報化社会を迎えると言われているんですが、その結果情報の集中と脆弱性などによる社会不安が起こると思われませんか。

そこで、目の当たる多彩な花の咲く高度情報化の問題は礼賛されますけれども、今申しました陰の部分になるところについてはどうも目を覆っておるようになっています。その最たるものは、情報基本法の制定について確たる返事がなく検討が続けてきました。昭和五十四年以来私は提案してきましたが、何もしないでこのような法律案だけ出しておるんですが、そこでぜひとも情報基本法を制定させて、人権を中心に産業全体も通信全体も調和を図りながらやるべきだと思っております。それについての御意見はいかがでしょうか。

○参考人(矢加部勝美君) これは私自身も持論でございますし、まさにおっしゃっているとおりで

それで、先ほど申し上げましたように、仮に政府の原案を修正してこの国会でこれが成立するといふようなことを想定しましても、それだけではやはり不十分であって、いずれはおっしゃっているような基本法が必要ではないだろうか。例えば、新聞紙上でも伝えられておりますような産業行政としての通産省と郵政省との管轄争い云々というようなこと、これも問題でありますし、単に

情報通信というようなものを産業分野とか産業政策の面だけから規制をするということにも問題があるんです。

たまたま今片山委員が触られましたように、実は情報というものは、もともとプライバシー、基本的人権に最も関係がありますし、それからもちろん、他面においては国の主権にも大いに関係があるんです。だから、情報基本法というのはそういうすべてを含んだものが一つきちんとでき上がると、本来から言うなら、今度の三法案より先にそれがまずでき上がっておれば、これが一番望ましかったと私は考えるんですけれども。しかし、今後のことを考えていくにしても、今後何年かこの法律に基づいて新しい実験が行われるわけですから、この見直しの時期には必ずおっしゃっているような新しい基本法を考える必要があるのではないだろうかと思えます。

○片山基市君 力強い激励をいただきまして非常にありがたんですが、私は同時に成立させたいと思うし、少なくとも成立させる時期を明確にしなければ、この三法案は通すべきでないと思っておる立場です。

さて、国家主権のことについてお聞きしますが、特別第二種事業者は全国的な規模でV・A・Nを実施することができるようになっております。その業者に対して郵政省は当初外資規制をしておったんですが、それをやめました。これは、聞くところによると、中曽根さんがアメリカと約束して政治取引をしたと言われております。そこで、私たちの国ではハード面では確かにある程度アメリカと互角にやれるように見えますけれども、データベースを含めてソフトについては全面的にアメリカに依存をしておる状態です。この流れの中で外資規制を外すことについてはいかがなものかと思っておりますが、先生いかがでしょうか。

○参考人(矢加部勝美君) この第一種については制限を設けて、第二種について確かに当初の考え方が変わったのかどうか知りませんが、これも制限を外されたというのは、これは私も全く納得いき

ません。だから、第一種同様に——同様にという意味は、何らかの形において第二種に關しまして外資については一定の規制を設けられると、それが、特に今度のようにいろいろなまだ不確定な要素を内包しながら新しい産業分野、新しい事業をスタートさせる場合においては、特に重要な配慮事項ではないだろうかというふうに思います。

○片山基市君 そこで片山先生にお聞きするんですが、先ほど先生もおっしゃいましたように、労働基本権に関する労働法附則三条についてのお話でございます。今度四条を加えて二重規制をすることになりましたけれども、これについては、先生がおっしゃるようには、規制をされるべきでなくして排除されるべきだと思えます。

電電公社が株式会社になる場合、国の規制を取っ払っていけということについてはなかなか進んでおりませんと同時に、今申ししますように、労働法附則三条が残ることは、他の電気、炭鉱などを含めて、規制をされておるものについての悪例を残し、法律的には私たちはこの際はきっぱりと自由社会のスト権を認める体制にすべきだと、一方では自由社会だ競争だと言いつつ、片一方ではひもをつけて、鎖でくくりつけるようなやり方については納得できないのですが、いかがでしょうか。

○参考人(青村庸介君) ただいま片山先生の御質問がありました。新しい電電公社、これは日本電信電話株式会社という呼称になるそうでございますけれども、これらの職員に対して労働基本権がいわゆる労働法に言う公益事業並みに付与されるということ、これは、これはもう当然の原則でございます。当然労働法の原則は完全に適用になるということでございます。

しかしながら、政府原案は労働法の附則に第三条を設けて、その第四項で、労働大臣が職権による調停の請求をしたときには、その公表の日から中央労働委員会が当該事件の調停を完了した日、十五日を超える場合には十五日間その争議を

禁止すると、こういう規定が付与されておたわけでございます。衆議院の修正によりましてさらに第四條が追加されまして、三年後に見直しをするということになりました。

この点を考えてみますのに、労働法には既に第十八條におきまして、労働大臣の職権調停の事項が明白でございます。それは、公益事業またはその事件の規模が大きいため、もしくは特別の性質の事業に関するものであるために、公益に著しい障害を及ぼす事件について、労働大臣または都道府県知事が労働委員会に調停請求できる、こういう規定になっておるわけでございまして、その規定があり、しかもなおかつこの原案附則第三條におきましては、「日本電信電話株式会社に関する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについて、労働大臣が云々と、こうなっている。そうしますと、労働法十八條においては、「公益に著しい障害を及ぼす事件」、この規定されておるわけでございまして、附則第三條においては、「公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められる」ということになりまして、「相当程度」というのが果たしてどの程度かということが大変問題になってくるわけでござい

ます。

さらにまた、労働法の第三十五條の二に規定されております緊急調整制度でございまして、この緊急調整制度は、昭和二十七年に労働法が改正になりまして、たまたまその年の二十七年の石炭、電気あの争議の際に、石炭事業の争議について正式に発動が決定されましたが、しかしこれは発動直前に当時の炭労が争議を中止いたしましたので、實質的には発動にはならなかったというものでございまして、自來我が日本の労働運動あるいは労使慣行が次第に成熟してまいりまして、今日、産業状況あるいは労使関係の状態を見まして、この緊急調整制度を発動するような事態が急にあるかどうか。これはほとんど皆無に近いと言つてもい

いんじゃないかと思つてございまして。

つまり、この緊急調整制度に指摘するような「争議行為により当該業務が停止される」ときは国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする虞があると認める事件について、その虞が現実存するときに限り、「総理大臣が職権調停の緊急発動ができるわけでござい

ます。そういうところを見ますと、緊急調整制度にしても非常に強く焦点を絞つておるわけでござい

ます、対象を。

ところが、附則第三條の方は、先ほども申し上げましたように「公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがある」でありますから、これは「相当程度」の解釈いかんによつて、どのような事件についてもこれは適用可能という……

○委員長(大木正吾君) 芦村参考人、済みません、簡潔にお願いいたします。

○参考人(青村廣介君) はい。

状況があると思つたので、そういう点については、やはりある程度こういう事項を規定しなければならぬという理由がよくわかるわけでござい

ます。つまり新電機に移行して、例えば三月三十一日までは公労法の適用であつた、四月一日からは途端に、一夜明ければ労働法の適用ということ

で、政府としては確かに法整備になじまないという状態が想定される。したがつて、この項を設けて、とりあえず「当分の間」つまり三年間はということになったと思つたのですが、私はそれはそれといたしまして、三年後になった場合にはこの条項の廃止ということをやはりこの時点で何らかの形で明らかにしておかないとこの問題は後を引くことになるということを考えるわけでござい

ます。

は加入者がつくつた財産であつて、大蔵省など行政が独占的に支配すべきものではないと思つ

ます。しかし大蔵省は、国民共有の資産として大蔵省が国益にかなうように一般財源として財政赤字の穴埋めに使いたいということでありまして、これは納得できません。国民に直接利益が還元される方法をとるべきだと考えるところで

す。その株式を利権とさせないためには、例えばアメリカのAT&Tのように株主三百万人、一人平均二百二十八株、その株主のうち女性株主が男性の二倍というふうな状態で、株式の性格が資産株、いわゆる老後の生活保障をするようなものになつて、投機の対象になつておらないという状態を見て、なるほど立派だと思つた。そのためには加入者、公共団体、関係職員などに優先的に株式が割り当てられて、これが利権にならないようにすべきだという主張を持っておるんですが、それについて先生の御意見を承りたいと思つ

ます。

○参考人(青村廣介君) 株式の売却益の問題あるいは売却の方法その他については、これからいろいろと問題になるところだらうと思つたけれど

も、私どもはやはり国民共同の利益、特に加入者が財産をつくり上げたという点に

かんがみ、特にその有効活用については非常に注目していかな

きやならぬと思つた。

したがいまして、今先生がおつしやいましたような、要するに投機株ではなくて資産株にするという方向は最も有効ではないかと思つた。特に、労働側につきましても従来から持ち株制度という

ような形で一般の民間にはかなり普及しておるところでございまして、新しい日本電信電話株式会社

の職員に対して、あるいはまた利用者に対して優先的に株式が割り当てられるという方向は歓迎すべきことではないかと思つた。

○片山基市君 これで質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○中野明君 参考人の先生方大変御苦勞までござい

ます。二、三お尋ねいたします。

まず、増田先生にお尋ねをいたしますが、この

法案の提出に当たりまして、郵政大臣は、民営化

が実施できれば経営の合理化等によつて安い料金

で国民の皆さん方に電話その他を利用してもらえ

る、こういうような意見を述べておられるわけ

ですが、問題は、先ほど先生が申されました料金の

コスト主義ということになってまいりますと、方

法は二つしかないんじゃないかと思つた。

すなわち、遠距離料金を下げれば市内料金には

ね返つてくるんじゃないか、こういう不安、それ

を解消しようとするのはアクセスチャージの問題で

何とかしなきゃならぬじゃないかということ、

今アメリカでもこのアクセス料の問題が非常に大

きな問題として浮かび上がつてきているように聞

いておるんですが、最近先生は向こうへも行つて

おられたということをお聞きしたので、そういう

ことを含めてこの料金設定原則、そしてアクセス

チャージの問題等アメリカの実情を含めて御説明

いただければありがたいと思つた。

○参考人(増田祐司君) 今の御質問についてお答

えしたいと存じます。

るかと思はれます、これはいろいろ長い説明になるわけですが、若干かいつまんで申し上げます。

まず、先ほど申し上げましたこととありますけれども、それは実は内部相互補助に關係することであり、これまでA.T.T.は、長距離通話の収入によってローカル通話料を低く抑えてきたわけであり、つまり長距離料金を稼ぎまして、それをローカル料金の方に補助をしていたというわけであり、ところが、この体制が崩れることになるわけであり、

昨年F.C.C.、連邦通信委員会が発表しましたレポートによりますと、ローカル料金は一九八四年に月額約四ドル、そして一九八九年までに約八ドルの上昇が見込まれるということであり、これは年平均の上昇率では七%に当たるわけであり、さらに、この予想の中に入っていないわけであり、例えば電話機の買取りの問題、それから定額制から従量制への電話料金のシフトの問題というような、こういうふうなファクターについてはここでは考慮されてないわけであり、すなわち、またこれ以上料金上昇する可能性はあるわけであり、

例えば、カリフォルニアではパシフィックテレホンという会社が長距離通話料金の減少と、それからこれまでの人為的な低料金政策、低料金に抑えられていたということから、約二倍に上る料金の値上げを申請したわけであり、これに對してカリフォルニア州の公益委員会は、本年一月から約一〇%の値上げをさしあたり許可したということであり、ところが、これに對しては長距離料金に關しましては、A.T.T.は昨年十月に一〇・五%の値上げを申請しました。さらに、本年一月にはそれ以上の値上げが可能であるというふうなことをF.C.C.に申請したわけであり、

このようなわけでありまして、現在長距離料金あるいはローカル料金に關しましてさまざまな動きが見られるわけですが、実はこれに關し

ましてはアクセスチャージという問題が深くかかわっているわけであり、このアクセスチャージと申しますのは、これは一般的に申しますとエンドユーザーの回線を、キャリアです、通信業者の他のネットワークに接続するための料金であるというふうな解釈されるわけであり、

ちよつとおわかりにくいかもしれませんが、要するにこれからは新しい制度に変わったわけであり、アメリカの場合にはA.T.T.が分割されて、七つの地域持ち株会社、リージョナル・ホールディング・カンパニーに分割されて、そしてそのリージョナル・ホールディング・カンパニーのもとにB.O.C.、ベル・オペレーティング・カンパニーが、つまりベル系の電話会社がつくことになったわけであり、これはA.T.T.とはもう直接關係がなく、先ほどお話ししたように、

すべてそれぞれ地域の会社になりまして、それぞれの持ち株が設定されているわけであり、そうしますと、それぞれ全く別々の会社でありますから、例えばアメリカの西海岸から東海岸に電話しようとして、それは大体二つかななし三つぐらいの会社を経由することになるわけであり、

そうしますと、実は長距離の場合には接続の問題が出てまいるといふわけであり、ここでそのアクセスチャージ、接続するための料金というものが設定されなやならない、つまり先ほどの内部相互補助ということがなくなつたわけであり、そういう問題が浮上してくるわけであり、

これに關しましては、当初住宅用及び一回線のみの業務用電話については一回線について月額二ドル、そしてそのほかの業務用につきましては月額六ドルを八四年一月から徴収することを、そして次第に増額しまして、一九九〇年には、加入線のコストが非常に高い地域を除きまして、このようなコストを利用者からアクセスチャージという形で徴収することになつていくわけであり、しかし、これに對しては反対が出てまいりました。と申しますのは、これは大変不公平であ

るといふような、特に貧しい層にとっては急速な負担増が見られる。ところがもう一方では、長距離料金を利用する大口の利用者であります大規模企業にとつてはこれは利益になるわけであり、全体の料金は低下する傾向にありますから利益になるわけであり、こういうわけで不公平であるという議論が高まりまして、さしあたり延期ということになつたわけであり、

こういうふうなアクセスチャージの実施というものが延期されたことによりまして、ここで最も大きな利益を受けますのは、さしあたりA.T.T.と競争をしておりますM.C.I.であるとかスプリントであるとかいう長距離通信業者であります。つまり、ここまではさしあたりA.T.T.はアクセスチャージの延期によってB.O.C.、ベル・オペレーティング・カンパニーの減収分をまづ補助しなければならぬというふうな問題であります。そのために、予定しておりました長距離通話料金の値下げが行えないというふうなことであり、このよう

なことで他の業者、今申し上げましたM.C.I.、スプリントというふうな企業は料金上の優位をさしあたり保てるというふうなことであります。ですから、この例でわかりますように、恐らく日本の場合でも、新しい制度に移行しますと、この料金の問題が大変大きな問題になつてまいらうと思ひます。つまり市内料金が若干高目になる可能性、それに対しては市外料金、つまり長距離通話に關しましては、これは競争上値下げせざるを得ないような状況が出てくるわけであり、

すなわち、ここで問題が、先ほど申しました公共性の論理とそれから企業の論理というふうな問題、これをいかにバランスをとるかという問題で非常に大きな問題が出てくるわけであり、そして、これに關しましてまたアメリカで注目されますのは、いわゆるバイパス問題であります。このバイパスと申しますのは、大体主として大企業が専用回線を利用して電話会社を直接に介せずに通話を行うというふうなことであります。これに關しましてはアメリカでは最近非常に大

きな動きが出てくるわけでありまして、大きな問題になつていくわけであり、

例えばアメリカの場合、ベンチャービジネスがこの分野にも進出してきているわけであり、バイタリンクという会社がカリフォルニア州のいわゆるシリコンバレーの一角にあるわけであり、この会社は通信衛星のトランスポンダーを二個買い取りまして、それを使いまして、特に中小企業向けの、つまり長距離通話をサービスしているわけであり、西海岸から東海岸に直接サービスをする、単に通話だけではありません、画像であるとかデータであるとか、そのほかいろいろサービスを行う。さらに、そのネットワークの問題に關しまして、その保守サービスをもサービスをするというふうなことを行っているわけであり、

御質問ありましたように、今ここで新しい制度に移行しますと、その公共性をいかに確保し、あまねくそうした平等なサービス、特に国民のためのサービスを行いたい得るかということが料金設定の問題に關して浮上してきているというのが現状であります。

以上であります。

○中野明君 どうもありがとうございます。

それで、日本はアメリカとちよつと事情は違ひますので、その点はこれ料金設定の問題として私もも気にかけておかなければならないところだと思つておりますが、先ほど来話が出ておりますように、アメリカと比べますと、日本はやはりこの世界では十年はおくれているだろう。特に、お話をいたしましたように、ソフト面では著しい立ちおくれをしているわけなんです、当初郵政省は特別第二種も外資規制をするべしという考え方でおられたようですが、国会審議を通じて、何ら客観的な状況は変わつてないんですが、規制は要らぬだろうというふうな判断が変つた。ただ判断が変つたというだけのことのようです。そこら辺でいろいろ私どもも心配するわけですが、日本とアメリカの差というものは急に縮まる

という問題ではないでしょうか、一挙に日本が第二種の特例まで外資規制を外して自由化に踏み切るところに我々は不安としましてまた無理があるのではないか、このように心配をして、そういう過渡期でございましてそれから手当てが必要じゃないか、こう考えておるわけです。この点につきまして、外資規制の問題について増田先生とそれから斎藤先生にも御意見がありましたらお教えいただきたい、こう思います。

○参考人(増田祐司君) 先生からの今の御質問は非常に大きな問題を含んでいると思います。私が先ほど申し上げましたように、電気通信、これからは情報通信という形に移行していくわけでありまして、その持つてくる論理は三つあると思います。つまり公共性の論理、それから産業の論理、それからもう一つはセキュリティの論理というところであります。この論理が複雑に情報通信の世界では絡み合っておりまして、これをいかに調整し運用するかが今後の重要な課題になってくるというふうに思うわけでありまして、これを公共性の論理だけで押す、あるいは産業の論理だけで情報通信を運用するということは非常に問題があるわけでありまして、特にセキュリティという面からここで考えてみる必要があるわけでありまして、

先ほど来から御意見がありますように、この通信主権、特にセキュリティに關しまして通信主権ということが非常に大きな将来課題になってくるわけでありまして、特に、アメリカとの関係で考えますと、アメリカは既にこの通信主権に關しましては世界に圧倒的な優位を持っておりまして、特にATT、IBMがそれを主導しているわけでありまして、本年一月のいわゆるATTの分割とそれから規制緩和ということ、実はアメリカ国内の情報通信の緩和だけではなく、これは世界に向かつてのいわゆる情報通信政策の展開であるということが言えるわけでありまして、このように見た場合にATT、IBMの動き、あるいはそれに関連するさまざまな企業の動きを

厳密にフォローしてみよう必要があるわけでありまして、IBMは、御承知のようにSBS、サテライト・ビジネス・システムという会社を持っておりまして、これは三社共同で今まで持っていたわけでありまして、IBM及びエナ生保、それからコムサット・ゼネラルということでありまして、コムサットがこの資金負担に耐えかねまして、今株式をIBMに売却するという動きが出てきますから、これはSBS自体がIBMの完全な子会社、必ずしも完全ではありませんけれども、子会社化して、新しいいわゆる情報通信の政策の展開の一つの手段になる可能性は十分であります。現実、この一月にアメリカに参った場合に、SBS自体が国際的な展開を図るということを話しております、既にその法制的な面までを、各国の法制面というところを厳密にやはり調査研究をしているわけでありまして、

問題は、これに關しましてやはりアメリカが既にグローバルなネットワークを構築しているということでありまして、つまり、現在日本の例えはよく言われますニューメディアとしてVANですね、付加価値通信網ということがよく言われるわけでありまして、これは既にアメリカにおいてはいわゆるコンベンショナルなメディアになっているわけでありまして、決してニュー、新しいメディアではないわけでありまして、例えは、タイムシェアというVAN業者のところへ行ってみますと、大体この部屋の半分ぐらいのところで行くわけでありまして、付加価値通信サービスを行っているわけでありまして、そこは国際的なサービスをを行っているわけでありまして、ですから、壁には世界の時刻が、時計があるわけでありまして、ロンドンの標準時を中心にして、各国の、例えばシンガポールであるとか、あるいはパリであるとか東京であるとか、それからもちろんアメリカ国内の時間ですね、これは地域別に時間が違いますから、そういうふうな時刻がかかっておりまして、ネットワークが正常に動いているかどうかを絶えず監視しているわけでありまして、

このように、アメリカの場合には既にグローバルなネットワーク・サービスを行っているのが現状であります。ところが日本の場合には、このVANに關しましては、これからVANを構築していくということが大きな課題になっておるわけでありまして、先ほど先生から御質問ありましたように、ほぼ推定されるのは十年の時間差があるということが言えるわけでありまして、

特にアメリカが問題にしておりますのは、日本がこれから成長する情報通信市場であるということでありまして、ここにかんじて参入するかというところが大きな課題になっていくわけでありまして、これに關しましてやはり何らかの規制的な措置をとる必要があるのではなからうか。これはセキュリティの立場からとていかざるを得ないのではないかとこのように考えております。確かに純技術的な観点からは日本とアメリカの彼我の格差はありませんが、そのようなグローバル性という問題から見ますと、やはり格差があるというのが現状であります。この問題は非常に大きな問題でありますので、先生の御質問のように何らかの対策を講ずる必要があるというふうに私は考えます。

以上であります。○参考人(斎藤忠夫君) 今の外資規制の問題は大変難しい問題かと思ひます。我が国とアメリカの間でソフトウェア技術にかなりの差があるということも事実でありますし、それから特にバリュー・アデッド・ネットワークについては、バリュー・アデッド・ネットワークの資本が形成されるという意味では日本は非常に不利な状況であります。しかし、今、増田先生からもお話がありましたように、バリュー・アデッド・ネットワークに對するものは、技術的には例えば電電公社のパケット網であるとか、あるいは金銀システムであるとか、そういう形で既に動いている。ですから、違いは、日本では電電公社を主導してそれが行われたけれども、アメリカでは民間の主導でそれが行われたというのが非常に違いではないかというふう

うに思ひます。しかし、多様性という面においてはアメリカがかなり先を行っているということも事実であります。

そういう場合に日本でどういふふうに対策を施すべきかというのは、非常にいろいろな対策があるかと思ひます。法律で規制をするというののは非常に近道であるということも事実かと思ひます。しかし、一般に第二種事業と申しますのは、お話のとおりソフトウェアを中心としたものでございまして、どちらかというと産業向きのものでございまして、産業向きのソフトウェアの技術において、これはコンピュータ全般に言えることでございまして、アメリカは日本より進んでいるという面がかなりあるわけでありまして、コンピュータ・ソフトウェアの面において必ずしもそういう外資規制をやっているわけではなくて、日本はまあとにかくやっていると云うことが出来ます。コンピュータ・ソフトウェアの面の理想で考えますと、アメリカのソフトウェア産業というのは日本に進出を努力しておりますが、いわゆるパッケージ、アメリカでできたソフトウェアを日本にそのまま持つてくると、そういう形の業務を除いてほとんど成功例がない。日本で新しいソフトウェアをつくってお客さんに提供すると、そういうサービスを、これが産業向けのソフトウェア産業のかなりの中心部分になるかと思ひますし、いわゆる付加価値通信業務においてはそういうような行き方をしなければお客さんを得ることはできないわけでありまして、そういう日本のお客さんにソフトウェアを合わせるということにおいてアメリカのソフトウェア産業は必ずしも今まで成功していないということが言えるかと思ひます。

ですから、もちろん絶対安全というわけではありませんが、特にエキスピリットな規制をしなくとも、できるだけ早く新しい制度を日本でおつくりになってそういう産業を育てるに当たると、そういう努力をなさることによってかなりのところまでいくのではないかと、そういうふうに期待し

ているわけでは、もちろん、法律で何らかの規制をすれば安全であるというところは確かでございますが、長い目で考えますと、日本の産業もアメリカに行つてそういうような分野へ進出するということも望ましいわけでございまして、それから若干の外資の進出というのはい意味で日本の刺激にもなるであらうというふうに考えますと、必ずしも法律で明確にそれを排除するということは、長い目で考えてマイナスの面もあるのじゃないかということでございます。今までのコンピュータ産業全般の話、ソフトウェアが日本でおくれているということを言われながら、とにかく頑張つていくということでございますので、そういうことに期待をしますと、そして、それはそれほど危なくないというふうに私は考えたいと思ひます。

○委員長(大木正吾君) 中野君の質問は終わりました。

○佐藤昭夫君 どうもきょうは御苦労さまでございます。まず、関先生にお尋ねをしますが、臨調の答申でも今回の電電民営化の政府提案につきまして、先生もちょっと触れられましたが、この考え方の基礎に民間活力論というのがあると思うのでありますが、私は、この民間活力論の本質は、最近数年の事実が示しますように、大企業の徹底した合理化、減量経営、片や独占価格による国民収奪、こうしたことによつて大企業が高収益を上げると、これが本質だということに見ているわけでありまして、したがつて、既に始まつております国鉄の民営化、法案が通りましたたばこ専売の民営化、そして今最後の焦点になつております電電民営化、いずれにしても、そういう大企業高収益のこの原理をこうした公営企業の分野に導入をしますと、ここに事柄の本質があるのではないかと、このように見ているんですけれども、先生の御所見はどうでしょうか。

○参考人(関恒義君) お答えします。先ほどの私の報告の中でも利潤機能と公共機能

ということについて触れたわけですが、特に現在の経済というのは、やはり基本的には寡占状態にある、あるいは独占的な状態というのが非常に強いわけであり、例えば情報分野につきましても、先ほど出てくる有名な企業というのはA T Tであり、IBMである、こういう大変な巨大企業の動きがどうであるのかということが主として問題になる、そういう時代です。

したがつて、民間活力論というものの、本来の意味で国民の活力という形でこれを大いに活用していくと、あるいはこれを大いに充実していくということでしたらこれは異論がないところなんです、が、実際には臨調行革路線の推進以来、民間活力論というのは、まさに大企業が直接的に利潤源泉を公共部門の中に求めてくるという方向になつていくことは言うまでもないと思ひます。そういう意味ではやはり新しい収奪の体制をつくりつつあると、そういうところに本質があるという佐藤さんの御意見にも私は基本的には同調するもので

です。ですから、むしろ逆に、こういう独占利潤ないしは寡占的な動きをいかに民主的に規制するかというところの方がこそ重要なことでして、これはアメリカとの関係においてもそうです。そうすることによつて大企業が持つてくる巨大な生産力を文字どおり国民奉仕の形に持つていくことが基本でなければならぬというふうに考えております。ですから、やはり公共機能としての充実という問題、これを単に民間活力論の導入ということだけではなくて、公共機能としていかに充実していくのかということをもつと全面的に検討すべきではないかということが私が直接的に申し上げたい点なんです。

日本の技術は世界のトップレベルになつたというお話もございました。情報問題につきますれば、あるいは電電の技術について見れば、やはり電電公社の公共性というものを基軸に据えてこのような水準に達したという見方もあり得るわけであり、こういったものを一面的に民営化という形で

切り捨てていくということにはやはり大問題が残る。

技術の開発につきましても、先ほど来いろいろ御指摘がありました、やはり公共機能の枠内で日本の場合には特に技術開発というものが推進されてきているわけなんです、こういったものをもう少し国民に奉仕する形で充実していくという方向を公共機能としてどうして考えないのかということも強調したいわけなんです。

それで、私自身は別に利潤機能を否定しているわけじゃありません。やはり、この利潤機能と公共機能とをいかにうまく調和させるかということに現代の根本問題があることは言うまでもありません。したがつて、この利潤機能と公共機能とをいかにうまく統合するかということについては、私も前向きな姿勢で臨んでいきたいと思ひます。

しかし、長い資本主義の発展過程の中で、これは自由社会という言い方もありますが、やはり資本を中心とした社会ですから、あくまでも私は資本主義社会というふうに限定して使いますけれども、この資本主義社会の発展過程の中でも、例えばベーキンソンの法則にあるように、発展すればするほど公共部門が拡大するというのが一般的に言われているわけなんです。そして、この利潤機能の持つ限界という点についても、ピグーの厚生経済学以来、これを矛盾が出、問題が出たときには規制するという方向が確認されたはずなんです。

特にケインズの場合、公共部門の充実というところがケインズ経済学以後非常に発達したわけですが、このケインズの哲学の中には利子取得者階級の自然消滅という考え方もあつたわけなんです。利子が低くならないということに投資の限界があるというところを、つまり利子の硬直性ですね、こういうことをケインズは強調してはいたはずなんです。ところが七〇年代以降、ケインズ経済学の破綻とあるいは経済学の危機とか言われるようになりましてから、こういう民間活力論というものが新自由主義系の考え方を基調として出てきているわけなんです。

例えば、レーガノミックスがそうですね、日本の臨調路線がそうですね、サッチャー路線がそうですね、こういう形で、むしろ利潤機能ないしは民間活力の方向だけを強調する方向で公共部門を圧縮するというのが、その結果としてどういふものをもたらすのかということについては、私自身も十分に検討しなければならぬけれども、やはり非常に問題を感ずるわけですね。直ちに公共部門の問題点を民間活力の導入で克服できるというふうにみなすみなし方は、これは非常に安易な解決である。あるいは利潤源泉が枯渇してきていく大企業にとつて非常に有利な道かもしれませんが、このことによつて現在の経済的な困難が打開できるというふうには直ちに断言できないわけなんです。

したがつて、私自身もまだ命のある限りこの問題を追跡いたします。そして皆さん方も政治の場で、政策の場でこういう問題をもう少し真剣に検討していただきたいということがきょう私自身が主張したい点です。そういう意味では、利潤機能と公共機能との統合というものをどのようにしていくのか、これを国民的な合意でどうしたらいいのかということについては、もっと幅広い検討がなされてしかるべきだというふうに思ひます。

○佐藤昭夫君 ありがとうございます。

もう時間ですから……。

○中村鋭一君 参考人の皆さん、御苦労さまでございます。本日の意見陳述をここまでお伺いしてまいりまして、少し確認をさせておいていただきたいんですが、関先生は、先ほどから申しておられますように、一言にして言えば、本三法案が成立すれば資本の過剰蓄積を招く、それが収奪につながるおそれなしという点から、反対を明確に意見として陳述なさいました。増田参考人と斎藤参考人は、条件はついておりましようけれども、本三法案の成立を期待する、希望する、賛成の立場から意見をお述べになりました。そこで、矢加部参考人と芦村参考人にお伺い

紹介議員 赤桐 操君
の請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四〇九号 昭和五十九年七月二十日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 福岡県甘木市菩提寺六八三 荒川

政夫 外四千四百九十九名

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一〇号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市白石区菊水元町一条五丁目
根市憲昭 外四千四百九十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一一号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市東区北三十九条東一三丁目
三橋博幸 外四千四百九十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一二号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市白石区厚別西四一条一ノ二〇
ノ一八 伊藤寛 外四千四百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一三号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市末広東二条二丁目
梶田義明 外百四十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一四号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願(一通)

請願者 北海道旭川市大町一条六丁目 鎌

田喜美子 外千九百九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一五号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町中之条二、五
六三ノ一 鳥居建一 外四千四百

九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一六号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 熊本市白山一ノ一 緒方伸一 外

四千四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一七号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 熊本県宇土郡不知火町亀崎 稲守

孝治 外四千四百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一八号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 岐阜県関市十六所四一ノ五 谷口

定夫 外五百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四一九号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 茨城県日立市助川町四ノ一七ノ四
二 飛田恵理子 外四百九十二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七六八九号と同じである。

第九四三九号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 神戸市長田区鷺町三ノ一ノ三二
佐藤精一 外四千四百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四四〇号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 札幌市北区新川四条五ノ一ノ一六
寺澤伸一 外五千九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四四一号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 長野県上伊那郡南箕輪村七、八三
二ノ三 小林健一 外四千四百九十九名

紹介議員 替野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四四二号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 熊本市野口町五〇八ノ四 岩内ア

サ子 外四千四百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四四三号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 千葉市磯辺六ノ二ノ一九ノ一〇一
秋元忠邦 外五千二十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四四四号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 和歌山市東高松一ノ一ノ一 中上

庸雄 外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四七一号 昭和五十九年七月二十日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 大阪府枚方市長尾西町二ノ六三ノ
一〇 前田実 外千五百五十三名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七六八九号と同じである。

第九四八一号 昭和五十九年七月二十一日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡六条二丁目 宮

崎義雄 外百四十九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四八二号 昭和五十九年七月二十一日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市旭区左近山一ノ一六ノ五〇二
滝沢勇三 外四千四百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四八三号 昭和五十九年七月二十一日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 長野市吉田二ノ七ノ一四 杉崎辰

夫 外五千二百九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四八四号 昭和五十九年七月二十一日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市港北区鳥山町一、〇八七
森慎一 外五百八十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九四八五号 昭和五十九年七月二十一日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 熊本市島崎三ノ二四ノ一五 今村末広 外四千四百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五〇六号 昭和五十九年七月二十一日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市東光十二条三丁目 中田政子 外四千七百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五〇九号 昭和五十九年七月二十一日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道利尻郡利尻町登形泉町 山下雅嗣 外二百九十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五三一号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 福岡県大川市中木室三五一 添島不二雄 外四千四百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五三二号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂六、七四二ノ一 藤枝哲男 外四千四百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五三三三号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市神楽八条二丁目 菅原年男 外四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五三四号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 熊本県菊池郡大津町大林四四〇 上田軍平 外四千四百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五四九号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市白石区もみじ台北四ノ六 見沢元 外四千四百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五五〇号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市港北区綱島上町四五 田村富美子 外四百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五五一号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市神奈川区菅田町一、〇〇四ノ九 清水正俊 外四百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五五二号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 東京都中野区中野四ノ五ノ七 五味弘明 外五千四百四十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五五三三号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 熊本県菊池郡菊陽町津久礼三、五六六ノ一九 窪住武蔵ヶ丘団地三六ノ二

九 遠藤武 外四千四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五八三三三号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 神戸市西区北山台二ノ二八ノ六 高橋泰造 外六百名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五八四四号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願(八通)

請願者 神奈川県横浜市長沢一、九四一西田正 外五千五百五十六名

紹介議員 槐山 篤君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五八五五号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市東光十二条七丁目 田屋幸雄 外四千七百九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五八六六号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 神奈川県茅ヶ崎市田蔵四一ノ六 広瀬義雄 外四千五百五十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 横浜市緑区あざみ野二ノ三七ノ三 スカイハイイツー〇八 内藤隆夫 外九千七百八十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第七六八九号と同じである。

第九五九七号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区権太坂三ノ六ノ四 大滝裕一 外千七百九十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九五九八号 昭和五十九年七月二十三日受理

電電公社制度改革に関する請願(五通)

請願者 横浜市港北区篠原東一ノ一二 倉地ふみ 外七百四十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六〇五号 昭和五十九年七月二十四日受理

電電公社制度改革に関する請願(五通)

請願者 横浜市港南区日野南二ノ一〇 富国日野莊二一 小林一則 外七百四十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六〇六号 昭和五十九年七月二十四日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 長野市若槻東条五八一 桜井喜授 外四千四百九十九名

紹介議員 高杉勉忠君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六〇七号 昭和五十九年七月二十四日受理

電電公社制度改革に関する請願(九通)

請願者 北海道稚内市潮見二ノ一ノ一七

紹介議員 阿部清美 外二万十九名
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六三三号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道旭川市神楽岡三条四丁目
久保田富子 外百十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六三四号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 千葉県印旛郡白井町堀込一ノ三ノ
一ノ五〇三 宇都木弘彦 外八千
四百九十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六三五号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 富山市長江一區三五七 砂山邦夫
外四千四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六三六号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 横浜市神奈川区菅田町六ノ四ノ三
〇六 木之本清助 外百四十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六三七号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 和歌山市和歌浦東一ノ二ノ三五
品川一行 外十四名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六三八号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願(五通)
請願者 横浜市中区白妙町二ノ五 安室吉
正 外九百十四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六三九号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市梶原二ノ三三ノ四
大富伸彦 外四千四百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六四〇号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願(六通)
請願者 東京都保谷市富士見町五ノ五ノ二
六 中島昭治 外九千五百九十九
名

紹介議員 村馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六四一号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願(一通)
請願者 静岡県沼津市西間門三三ノ二 藤
井宏樹 外八千九百九十九名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六四二号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 静岡県清水市三保宮方三五〇 鈴
木春恵 外七百四十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六四三号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願(三通)
請願者 北海道稚内市緑二ノ二ノ二九 広
橋キイ 外五百九十九名

請願者 横浜市瀬谷区橋戸三ノ四ノ三 戸
松嘉雄 外六千三百三十四名
紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六四四号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡波野村波野二、〇一
四 後藤安美 外四千四百九十九
名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六八〇号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道旭川市神楽五条八丁目
佐々木宗吉 外四千七百九十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六八一号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道利尻郡利尻仙法志神磯
寺田信行 外六百四十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六八二号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 静岡県熱海市上宿町七ノ三 坂井
ツヨ 外四千四百九十九名

紹介議員 替野 久光君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六八三号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道稚内市緑二ノ二ノ二九 広
橋キイ 外五百九十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。
第九六八四号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 長野県上伊那郡長谷村非持一、二
二五ノ二 伊藤貞治 外四千四百
九十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九六八五号 昭和五十九年七月二十四日受理
電電公社制度改革に関する請願(三通)
請願者 横浜市神奈川区西大町一六〇 金
子雅代 外四千七百九十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七〇〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 石川県金沢市観音堂町一ノ四五
小西与三 外四千四百九十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七〇一号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道旭川市東光四條五丁目 松
本勇 外百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七〇二号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡佐和田町八幡二、二
三八 祝美由紀 外九千四百九十
九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七四四号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 石川県羽咋郡志賀町大島ホノ二

柴田靖和 外八千九百九十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七四五号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町槻木中原二〇

四 加藤昇 外四千四百九十九名

紹介議員 久保田真樹君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七四六号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 静岡県浜松市三和町七五ノ一

平井秀徳 外一万四千六百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七四七号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 神奈川県横須賀市芦名一、〇五五

高橋松太郎 外九千四百四十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七四八号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(九通)

請願者 横浜市神奈川区神大寺町六一〇南

神大寺団地九ノ九〇五 藤家修

外一万八十八名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七四九号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 富山市住吉一、八七四 藤田武則

外八千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七五〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 横浜市金沢区六浦町一、三六八ノ

一六 山本陽子 外四千六百四十

九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七六〇号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市寺尾町二〇 佐藤二

郎 外八千九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七六一号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(六通)

請願者 北海道旭川市豊岡一条三ノ二ノ五

伊藤博史 外九千五百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七六二号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市旭町一条五丁目 中

村勝 外百四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九七六三号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(十通)

請願者 横浜市戸塚区中田町九二二 谷口

武志 外五千八百四十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八〇三号 昭和五十九年七月二十五日受理
身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第九〇三三号と同じである。

第九八一一号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 横浜市旭区上白根町八九一西ひか

りが丘団地一九ノ四ノ一〇二 山

田緑 外九千七百四十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八一二号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 静岡県田方郡伊豆長岡町古奈三六

二ノ一 森本晃雄 外四千四百九

十九名

紹介議員 替野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八一三号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 静岡県駿東郡清水町長沢三四ノ一

二 原田富士雄 外四千四百九十

九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八一四号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(十一通)

請願者 富山市新園町八七 橋川将裕 外

一万三百七十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八一五号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 富山県高岡市丸の内七ノ五 本間

元三 外四千四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八一六号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 横浜市港北区大豆戸町八九一ノ二

大倉山ハイムSノ七一〇 中西勝

男 外九千五百八十四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八一七号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 大阪府住之江区住之江三ノ五ノ一

〇 津守弘造 外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八四三号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 横浜市神奈川区菅田町七九ノ三

ノ四〇五 秋山一 外九千七百三

十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八四四号 昭和五十九年七月二十五日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 三重県四日市市大矢知町一、七三七

ノ九 川橋恵一 外五百九十九名

紹介議員 小西 博行君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五二号 昭和五十九年七月二十六日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 富山市住吉一、八七四 藤田武則

請願者 愛知県豊田市和会町東郷二五 加

紹介議員 藤棟次 外四千四百九十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五三号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市形原町川原二四ノ二

墨江寿人 外四千四百九十九名

紹介議員 久保田真樹君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五四号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂三ノ一五ノ五

佐藤順道 外四千四百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五五号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市三条西三丁目 山田

晃 外四千四百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五六号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 静岡県小笠郡小笠町下平川一、〇

二五ノ一 松下安雄 外四千四百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五七号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 新潟市坂井東四ノ三五ノ九 深井

絹子 外四千四百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五八号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 大阪府淀川区木川西四ノ三ノ一二

塩原猛 外一万三千四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九八五九号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 千葉県夷隅郡岬町長者一〇九ノ七

中村廣子 外九千四百五十五名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九〇五号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(十通)

請願者 宮城県仙台市長町三ノ七ノ六 高

橋春雄 外一万八千九百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九〇六号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 愛知県常滑市市場町三ノ三五 杉

江さかゑ 外四千四百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九〇七号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(五通)

請願者 北海道旭川市永山一条二四丁目

森勝光 外一万四千九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九〇八号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 沖縄県那覇市真地二七〇 大宜見

悟 外四千四百九十九名

紹介議員 皆野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九〇九号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道士別市東七条二丁目 田中

義昭 外六百六十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九一九号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町二ノ一二ノ一一

阿部綾子 外四千四百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二〇号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県仙台市中央四ノ七ノ二五

高橋昭治郎 外四千四百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二一号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 福島市南沢又四辻一 阿部弘藏

外四千四百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二二号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 石川県金沢市三十町丁一〇一ノ

五 田中太吉 外一万三千九百四十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二三号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 石川県金沢市正部町トノ五 中村

英雄 外四千四百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二四号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 札幌市東区北十四条東一〇丁目

塚田広美 外八千九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二五号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(五通)

請願者 島根県出雲市大津町四五三 竹田

一男 外九千四百四十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二六号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市東区北四十条東一三丁目

水口政弘 外四千四百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二七号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市港北区大豆戸町九二五ノ一

ノBノ三四四 中島友子 外三百

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九二八号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 青森県三戸郡田子町田子字田子六

五ノ一 森彪 外一万七千九百九十九名

紹介議員 橋山 篤君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九九三号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県仙台市岩切三所南一三九

遠藤昭郎 外四千四百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九九四号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市中区山下町二〇二 金本真

幸 外九千四百四十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九九五号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒西五条七丁目

前佛松二 外四千四百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九九六号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市上之郷一、四八一

川下弘人 外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九九九九号 昭和五十九年七月二十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町梅川町一、一

〇二 川上進 外八千九百九十九

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇一二号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 青森県むつ市小川町一ノ一五ノ一

二 畑中昭次 外四千四百九十九

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇一三三号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘四ノ一七ノ一

二 門脇猛 外一万八千三百四十

五名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇一四四号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県仙台市弓ノ町八 大堀豊

外四千四百九十九名

紹介議員 久保田真樹君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇一五五号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 沖縄県那覇市三原二ノ一九ノ二八

島袋邦子 外四千四百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇一六六号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市中央区南十条西一八丁目

川合啓三 外四千四百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇一七号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市西区富丘一条三ノ二ノ四

村瀬忠良 外四千四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇一八号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県桃生郡矢本町赤井南新町一

七ノ一 深堀俊治 外四千四百

九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇四八号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道苫小牧市錦岡三五五ノ一

佐藤稜 外四千四百九十九名

紹介議員 秋山 長道君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇四九号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市上大類町一、一〇七

ノ一 長井良治 外九千四百九十

九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五〇号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(十通)

請願者 石川県金沢市八日市四ノ二五〇

茜栄成 外一万四千四百十五名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五一号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 福島市泉清水田二ノ三 渡辺秀雄

外五千三百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五二号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 札幌市西区発寒四条三丁目 田井

中直行 外一万三千四百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五三三号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡十四条三丁目

桂芳徳 外百四十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五四号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市住吉町五条 佐藤甚

平 外五百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五五号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 島根県松江市和多見町三六 星明

謙良 外五千九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五六号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 神奈川県平塚市高村二六ノ五〇ノ

四〇五 笹岡至人 外四千九百四

十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇〇五七号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市六供町八九 加藤好夫 外四千九百十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一八六号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市西区手稲穂穂三三一 糸井美幸 外四千四百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一八七号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道登別市常盤町三ノ四一ノ一 〇 新開義昭 外八千九百九十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一八八号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(五通)

請願者 群馬県桐生市新宿三ノ八ノ三二 松尾保幸 外二万九千四十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一八九号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 横浜市神奈川区蒲島町三七三 田所三郎 外四千七百十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九〇号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 愛知県半田市岩滑高山町二ノ七〇 村松咲子 外八千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九一号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 北海道留萌市栄町一丁目 吉田興示 外一万三千七百八十四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九二号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 沖縄県島尻郡佐敷町新里三五 仲本恵美子 外一万三千四百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九三号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋四ノ三四ノ八 小田桐貞 外六百四十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九四号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 北海道旭川市永山一条六丁目 西内圭子 外九千三百四十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九五号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 山崎卓博 外四千四百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

請願者 沖縄県具志川市平良川九四 照屋タケ 外四千四百九十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九六号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 富山県高岡市守護町一ノ一ノ一 上杉千代 外四千四百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九七号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 兵庫県西宮市産所町一ノ一 木富見治 外一万三千四百九十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九八号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 横浜市緑区藤が丘二ノ二〇ノ八 黒田裕子 外千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇一九九号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 大阪府和泉市府中町三ノ二二ノ二 二 橋上勝栄 外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二〇〇号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 島根県大田市長久町土江二ノ二 山崎卓博 外四千四百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二〇三号 昭和五十九年七月二十七日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 東京都町田市町田二、二〇七木曾住宅二ノ一ノ五二一 森谷ひとみ 外二千二百四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二〇五号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区鎌谷町二ノ三 三 弓削公恵 外千四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二〇六号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 青森市中央二ノ八ノ一〇 佐野哲男 外四千四百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二〇七号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道小樽市桜五ノ二三ノ七 園部秀之助 外四千四百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二〇八号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 埼玉県戸田市上戸田四ノ五ノ一八 菊池輝美江 外九百二十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二〇九号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 山崎卓博 外四千四百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

請願者 静岡県榛原郡相良町菅ヶ谷三、七

七五 松浦由奈 外四千四百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二七〇号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 宮城県志田郡松山町千石広岡台一

門脇勝男 外五千五百十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二七一号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県岩沼市桑原一ノ一一ノ一三

小林良平 外四千四百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二七二号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願(五通)

請願者 横浜市長谷区狩場町四二二

友永晋 外七百四十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二七三号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県古川市南町三ノ四ノ五七

菅原源吉 外四千六百四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二七四号 昭和五十九年七月二十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 新潟県村上市飯野三ノ一四ノ二

板垣泰男 外五千三百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二八六号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 愛知県岡崎市福岡町下荒追三七

小嶋敏昭 外四千四百九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二八七号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 神奈川県平塚市南原一ノ一一ノ五

七 高橋良明 外四百四十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二八八号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市東光 現田恵津子

外百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二八九号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願(六通)

請願者 北海道旭川市末広四七丁目 北

川朝子 外千三百六十九名

紹介議員 皆野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二九〇号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 札幌市東区北四十八条東五丁目

八谷正孝 外四千四百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二九一号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道石狩郡石狩町花川南八条三

ノ一九〇 杉村広機 外八千九百

九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二九二号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 熊本市東町三ノ一 栗住二五ノ二

住吉幸一 外五千二百六十四名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇二九三号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 宮城県栗原郡築館町源光一三ノ三

八ノ一三 色川広 外四千四百九十九名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇三三九号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 東京都多摩市永山二ノ三ノ一ノ六

〇一 高崎彰 外八千九百九十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇三四〇号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 島根県能義郡広瀬町広瀬七六六

嘉森節江 外四千四百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇三四一号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 島根県浜田市長沢町一ノ三 渡津

和久 外五千九百四十名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇三四二号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 東京都町田市小川一、六〇五ノ一

ノ二ノ二 小林道夫 外五百九十

九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第一〇三五〇号 昭和五十九年七月三十日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 札幌市西区前田四九ノ八ノ五

菊地裕幸 外九千九百十五名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

昭和五十九年八月二十七日印刷

昭和五十九年八月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局